

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
フィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ
【フィリピンから新たに受け入れる場合】

フィリピン国籍の方をフィリピンから新たに特定技能外国人として受け入れるためには、在留資格認定証明書交付手続や査証発給手続といった日本側の手続が必要となります。これに加え、フィリピン側でもフィリピン国籍の方の送出しに伴う一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

なお、在留資格認定証明書の有効期限は、交付された日から3か月となっておりますので、フィリピン側の手続に必要と見込まれる期間も考慮し、同証明書が有効期限切れとならないよう、ご留意願います。

1 送出国と人材募集・雇用に係る募集取決め (Recruitment Agreement) を締結【フィリピン側の手続】

日本の受入機関が、フィリピン国籍の方をフィリピンから新たに特定技能外国人として受け入れるに当たって、フィリピンの制度上、フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国を通じて人材の紹介を受け、採用活動を行うことが求められるとともに、送出国との間で人材の募集及び雇用に関する互いの権利義務を明確にした募集取決めの締結が求められているとのことです。また、募集取決めは、日本の公証役場での公証を経たものを求めるとのことです。

募集取決めについては、駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所 (P O L O : Philippine Overseas Labor Office) のホームページにて以下の参考様式が示されていますので、ご参照ください。

(参考様式) https://polotokyo.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/recr_agreement.pdf

また、送出国のリストは、以下のP O L OのURLに掲載されています。リストは送出国の名称のみですが、送出国の連絡先等詳細な情報は、フィリピンの海外雇用庁 (P O E A : Philippine overseas Employment Administration) のホームページ内にある検索エンジン「Status of Recruitment Agencies」で検索できますので、ご確認ください。

(P O L OのURL) <https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

(検索エンジンのURL) <http://www.poea.gov.ph/cgi-bin/agList.asp?mode=act>

なお、フィリピン政府から提供があった認定送出国のリストは、以下の法務省ホームページにも掲載しています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

2 P O L Oへの提出書類の準備・提出【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、受入機関は、必要書類 (労働条件等を記載した雇用契約書、1で作成した募集取決め、求人・求職票等) をP O L Oに郵送し、所定の審査を受け、雇用主 (特定技能所属機関) としてP O E Aに登録される必要があるとのことです。

また、P O L Oへの提出書類については、所定の様式に則って作成することが求められているとのことです。具体的な必要書類とその様式は、以下のP O L Oのホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

<https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

なお、P O L Oでの審査の標準処理期間は、書類に不備がなければ、15営業日以内とされているとのことです。

3 P O L Oでの面接【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、2の審査を経た後、受入機関の代表者の方又は委任された従業員の方は、POLOに赴き、労働担当官による英語での面接を受ける必要があるとのことです。なお、この面接は、コンサルティング業者（行政書士を含む。）や登録支援機関の方が代わって受けることが認められていないとのことです。ご注意ください（面接に通訳を同席させることは妨げられていません。）。

また、必要に応じて、POLOによる受入機関への実地調査が実施されるとのことです。

4 POEAへの登録【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、2の審査及び3の面接の結果、受入機関が、POLOにより自国民の雇用主として適正であるとの判断がなされた場合、POLOから認証印が押印された提出書類一式及び推薦書（Recommendatory Memorandum）が受入機関宛てに郵送されることとなっているとのことです。

受入機関は、送出機関を通じてこれらの書類一式を本国のPOEAに提出することによって、POEAにて雇用契約で定める予定である労働条件等の内容が確認され、受入機関が雇用主としてPOEAに登録されるとともに、求人情報が登録されるとのことです。

登録の結果、受入機関は、フィリピン国籍の方の採用活動に着手することが可能とされています。

※ なお、受入機関が特定技能所属機関として既にPOEAに登録されている場合は、募集取決めの締結（1の手続）、POEAへの登録手続（2～4の手続）は不要とのことです（ただし、特定技能所属機関が既にPOEAに登録されている場合であっても、2の求人・求職票の承認手続は必要とのことです。）。

5 雇用契約の締結

送出機関は、4で登録された求人情報を基に適当な人材を募集し、受入機関は、送出機関から人材の紹介を受けて特定技能に係る雇用契約を締結することとなります。

6 在留資格認定証明書の交付申請【日本側の手続】

受入機関は、地方出入国在留管理官署に対し、特定技能に係る在留資格認定証明書の交付申請を行ってください。同証明書が交付された後、雇用契約の相手方に対し、同証明書の原本を郵送してください。

7 査証発給申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方で、特定技能外国人として来日予定のフィリピン国籍の方は、6で郵送した在留資格認定証明書を在フィリピン日本国大使館に提示の上、特定技能に係る査証発給申請を行うこととなります。

8 出国前オリエンテーション（Pre-Departure Orientation Seminar）の受講【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、特定技能外国人として来日予定のフィリピン国籍の方は、本国の海外労働者福祉庁（OWWA：Overseas Workers Welfare Administration）が実施する出国前オリエンテーションを受講することが必要とされているとのことです。

9 海外雇用許可証（OEC：Overseas Employment Certificate）の発行申請【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、OECは、フィリピン側の手続を完了したことを証明する文書とされており、特定技能外国人として来日を希望するフィリピン国籍の方は、7で査証を取得後、送出機関を通じ、OECの発行をPOEAに申請することとされているとのことです。

その上で、フィリピンを出国する際、出国審査において、取得したOECを提示することが必要とされているとのことです。

10 特定技能外国人として入国・在留【日本側の手続】

上記の手続を行ったフィリピン国籍の方は、日本到着時の上陸審査の結果、上陸条件に適合していると認められれば、上陸が許可され、「特定技能」の在留資格が付与されます。

○ フィリピン側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）

〔所在地〕東京都港区六本木5-15-5 〔電話番号〕03-6441-0428, 03-6441-0478

〔メールアドレス〕 polotokyo@gmail.com

～特定技能外国人の受入機関の方々へ～
フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるまでの手続の流れ
【日本に在留する方を受け入れる場合】

日本に在留するフィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるためには、日本側の手続である在留資格変更許可手続が必要となります。これに加え、フィリピン側でも一定の手続が必要とされていますので、この手続は日本側の手続ではありませんが、この点も含めて、以下に手続の概要を説明します。

1 雇用契約の締結

受入機関は、日本に在留するフィリピン国籍の方を特定技能外国人として受け入れたい場合、特定技能に係る雇用契約を締結します。

2 送出国と人材募集・雇用に係る募集取決め (Recruitment Agreement) を締結【フィリピン側の手続】

日本の受入機関が、フィリピン国籍の方々を特定技能外国人として受け入れるに当たって、フィリピンの制度上、フィリピン政府から認定を受けた現地の送出国と提携することが求められており、送出国との間で人材の募集及び雇用に關する互いの権利義務を明確にした募集取決めの締結が求められているとのことです。また、募集取決めは、日本の公証役場での公証を経たものを求めるとのことです。

募集取決めについては、駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所 (P O L O : Philippine Overseas Labor Office) のホームページにて以下の参考様式が示されていますので、ご参照ください。

https://polotokyo.dole.gov.ph/wp-content/uploads/2019/11/recr_agreement.pdf

また、送出国のリストは、以下のP O L OのURLに掲載されています。リストは送出国の名称のみですが、送出国の連絡先等詳細な情報は、フィリピンの海外雇用庁 (P O E A : Philippine overseas Employment Administration) のホームページ内にある検索エンジン「Status of Recruitment Agencies」で検索できますので、ご確認ください。

(P O L OのURL) <https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

(検索エンジンのURL) <http://www.poea.gov.ph/cgi-bin/agList.asp?mode=act>

なお、フィリピン政府から提供があった認定送出国のリストは、以下の法務省ホームページにも掲載しています。

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri05_00021.html

3 P O L Oに提出するための書類の準備・提出【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、受入機関は、必要書類 (労働条件等を記載した雇用契約書、2で作成した募集取決め等) をP O L Oに郵送し、所定の審査を受け、雇用主 (特定技能所属機関) としてP O E Aに登録される必要があるとのことです。

また、P O L Oへの提出書類については、所定の様式に則って作成することが求められているとのことです。具体的な必要書類とその様式は、以下のP O L Oのホームページに掲載されていますので、ご確認ください。

<https://polotokyo.dole.gov.ph/specified-skilled-workers-1-2/>

なお、P O L Oでの審査の標準処理期間は、書類に不備がなければ、15営業日以内とされているとのことです。

4 POLOでの面接【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、3の審査を経た後、受入機関の代表者の方又は委任された従業員の方は、POLOに赴き、労働担当官による英語での面接を受ける必要があるとのことです。なお、この面接は、コンサルティング業者（行政書士を含む。）や登録支援機関の方が代わって受けることが認められていないとのことです。ご注意ください（面接に通訳を同席させることは妨げられていません）。

また、必要に応じて、POLOによる受入機関への実地調査が実施されるとのことです。

5 POEAへの登録【フィリピン側の手続】

フィリピンの制度上、3の審査及び4の面接の結果、受入機関が、POLOにより自国民の雇用主として適正であるとの判断がなされた場合、POLOから認証印が押印された提出書類一式及び推薦書（Recommendatory Memorandum）が受入機関宛で郵送されることとなっているとのことです。

受入機関は、送出機関を通じてこれらの書類一式を本国のPOEAに提出することによって、POEAにて雇用契約の事実が確認され、受入機関が雇用主としてPOEAに登録されるとのことです。

6 在留資格変更許可申請【日本側の手続】

雇用契約の相手方であるフィリピン国籍の方が特定技能外国人として就労するためには、この方が地方出入国在留管理官署に対し、「特定技能」への在留資格変更許可申請を行う必要があります。

在留資格の変更が許可されれば、一連の手続は完了です。

※ なお、在留資格変更が許可された後、フィリピン国籍の方が「特定技能」の在留資格を保有したまま再入国許可制度を利用してフィリピンに一時帰国する場合、POEAに海外雇用許可証（OEC：Overseas Employment Certificate）の発行を申請・取得し、フィリピン出国時にOECを提示する必要があるとされているとのことです。

○ フィリピン側の手続については、以下までお問い合わせ願います。

駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）

〔所在地〕 東京都港区六本木5-15-5

〔電話番号〕 03-6441-0428, 03-6441-0478

〔メールアドレス〕 polotokyo@gmail.com

フィリピン側の手続に関するQ & A

Q1：現地の送出国機関を介さずに、フィリピン国籍の方と雇用契約を締結することはできないのでしょうか。

A1：フィリピン当局によれば、フィリピンにおいては、特定技能外国人の送出しに当たり、送出国機関を介することが必要とされているとのことです。

Q2：駐日フィリピン共和国大使館海外労働事務所（POLO）の審査を受けるに当たり、手数料はかかるのでしょうか。

A2：フィリピン当局によれば、POLOでの審査には、手数料はかからないとのことです。

一方、本国の海外雇用庁（POEA）による海外雇用許可証（OEC）の発行には、手数料が必要とのことです。

Q3：東京から遠く離れた地方に住んでいるのですが、POLOの面接を受けるためには、東京に行かなければならないのでしょうか。

A3：フィリピン当局によれば、受入機関の方は、日本国内の居住地の如何を問わず、東京にあるPOLOで面接を受ける必要があるとのことです。

Q4：日本の職業紹介事業者は、フィリピン側の手続に関与できないのでしょうか。

A4：フィリピン当局によれば、現在のところ、日本の職業紹介事業者がフィリピン側の手続に関与することは認められていないとのことです。POLOのホームページによれば、職業紹介事業者については、POEAから別途通達が発出される予定となっています。

Q5：特定技能外国人として雇用する予定の方がOECの取得を忘れた場合、どうなるのでしょうか。

A5：フィリピン当局によれば、OECは、フィリピン国籍の方が特定技能外国人としてフィリピンを出国する際の必要書類とされているとのことです。OECを取得しなかった場合、フィリピンを出国することは認められていないとのことです。

Q6：特定技能外国人であるフィリピン国籍の方が一時帰国した場合、日本に戻る際に再びOECを取得する必要があるのですか。

A6：フィリピン当局によれば、OECは、有効期限が発行から60日間とされており、海外就労者がフィリピンを出国する都度、取得する必要があるとのことです。雇用先が一時帰国前と帰国後で同じ場合であっても、OECの取得が必要とのことです。

農業技能測定試験の実施状況について(2019年12月27日時点)

1 国外試験

(1) 実施中

① フィリピン (マニラ、セブ、ダバオ)

申込開始：2019年10月18日

実施期間：2019年10月26日～3月中旬

累計受験者数：13人

(2) 実施予定

① インドネシア (ジャカルタ)

申込開始：2019年12月25日

実施期間：2020年1月7日～3月中旬

② カンボジア (プノンペン)

申込開始：2019年12月25日

実施期間：2020年1月13日～3月中旬

※その他の国(ミャンマー、ベトナム、中国、タイ)は、試験実施環境が整い次第、順次実施

2 国内試験

- ・ 全国47都道府県(約120都市)において実施予定
- ・ 2月中に申込開始で調整中

農業分野における特定技能での受入状況

2020年1月6日現在

受入れ先	業種	耕種・畜産別	国籍別	合計
北海道	耕種	ベトナム：2人 カンボジア：16人	中国：2人 ベトナム：7人 カンボジア：16人	25人
	畜産	中国：2人 ベトナム：5人		
宮城県	耕種	カンボジア：1人	カンボジア：1人	1人
福島県	畜産	ベトナム：1人	ベトナム：1人	1人
茨城県	耕種	インドネシア：2人	インドネシア：2人	2人
群馬県	耕種	中国：1人 ベトナム：1人	中国：1人 ベトナム：1人	2人
千葉県	畜産	ベトナム：2人 フィリピン：1人	ベトナム：2人 フィリピン：1人	3人
山梨県	耕種	モンゴル：1人 ベトナム：1人	ベトナム：1人 モンゴル：1人	2人
長野県	耕種	インドネシア：12人	インドネシア：12人	12人
新潟県	耕種	ベトナム：1人	ベトナム：1人	1人
静岡県	耕種	タイ：1人	タイ：1人	1人
岐阜県	耕種	ベトナム：1人	ベトナム：3人	3人
	畜産	ベトナム：2人		
愛知県	耕種	ベトナム：2人 フィリピン：1人 カンボジア：1人	ベトナム：2人 フィリピン：1人 カンボジア：1人	4人
三重県	畜産	ベトナム：1人	ベトナム：1人	1人
滋賀県	耕種	インドネシア：2人	インドネシア：2人	2人
和歌山県	耕種	カンボジア：2人	カンボジア：2人	2人
広島県	耕種	中国：1人	中国：1人	1人
香川県	耕種	カンボジア：3人	カンボジア：4人	4人
	畜産	カンボジア：1人		
愛媛県	耕種	カンボジア：11人	カンボジア：11人	11人
高知県	耕種	ミャンマー：2人	ミャンマー：2人	2人
福岡県	耕種	ベトナム：2人	ベトナム：2人 ミャンマー：3人	5人
	畜産	ミャンマー：3人		
長崎県	耕種	ベトナム：6人 フィリピン：1人 カンボジア：3人	ベトナム：6人 フィリピン：1人 カンボジア：3人	10人
熊本県	耕種	中国：3人 ベトナム：2人 フィリピン：2人 インドネシア：3人 カンボジア：11人 ミャンマー：1人	中国：3人 ベトナム：2人 フィリピン：2人 インドネシア：3人 カンボジア：11人 ミャンマー：1人	22人
鹿児島県	耕種	カンボジア：3人	カンボジア：3人	3人
沖縄県	耕種	インドネシア：6人	インドネシア：6人	6人

合計	耕種	中国：5人 ベトナム：18人 フィリピン：4人 インドネシア：25人 カンボジア：51人 タイ：1人 ミャンマー：3人 モンゴル：1人	中国：7人 ベトナム：29人 フィリピン：5人 インドネシア：25人 カンボジア：52人 タイ：1人 ミャンマー：6人 モンゴル：1人	126人 耕種：108人 畜産：18人
	畜産	中国：2人 ベトナム：11人 フィリピン1人 カンボジア：1人 ミャンマー：3人		

※農業特定技能協会の加入状況より

特定技能1号在留外国人数（11月末時点）	169人
----------------------	------